第六十五条第一項中「処分」の下に「又は就労自立給付金の支給に関する処分」を加える。

第六十六条第一項中「又は」を「若しくは」に改め、「裁決」の下に「又は市町村長がした就労自立給付金の支給に関する処分若しくは市町村長の管理に属する行政庁が第五十五条の四第二項の規定による委任に基づいてした処分に係る審査請求についての都道府県知事の裁決」を加える。

第六十九条中「実施機関」の下に「又は支給機関」を加える。

第九章を第十章とする。

第五十九条中「被保護者は、保護」を「保護又は就労自立給付金の支給」に、「権利を」を「権利は」に改める。

第六十条中「励み、」の下に「自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに」を加え、「維持、向上」を「維持及び向上」に改める。

第八章を第九章とし、第七章の次に次の一章を加える。

## 第八章　就労自立給付金

（就労自立給付金の支給）

**第五十五条の四**　都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、被保護者の自立の助長を図るため、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に居住地を有する（居住地がないか、又は明らかでないときは、当該所管区域内にある）被保護者であつて、厚生労働省令で定める安定した職業に就いたことその他厚生労働省令で定める事由により保護を必要としなくなつたと認めたものに対して、厚生労働省令で定めるところにより、就労自立給付金を支給する。

2　前項の規定により就労自立給付金を支給する者（以下「支給機関」という。）は、就労自立給付金の支給に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に限り、委任することができる。

3　支給機関は、就労自立給付金の支給に関する事務の一部を、政令で定めるところにより、他の支給機関に委託して行うことを妨げない。

（報告）

**第五十五条の五**　支給機関は、就労自立給付金の支給又は第七十八条第三項の規定の施行のために必要があると認めるときは、被保護者若しくは被保護者であつた者又はこれらの者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

別表中「第八十四条の四関係」を「第八十四条の五関係」に改め、同表都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項中「（同条第五項において準用する場合を含む。）」を「及び第三項（これらの規定を同条第九項において準用する場合を含む。）並びに第八項」に、「第二十八条第一項及び第四項」を「第二十八条第一項、第二項及び第五項」に、「第五十五条」を「第五十五条の二」に、「第六十一条」を「第五十五条の四、第五十五条の五、第六十一条」に改め、「第七十七条第二項」の下に「、第七十八条の二第一項及び第二項」を加え、同表都道府県の項中「及び第二項」の下に「、第二十九条第二項」を加え、「（第五十五条において準用する場合を含む。）」を「、第四十九条の二第四項（第四十九条の三第四項及び第五十四条の二第四項において準用する場合を含む。）及び第五十五条第二項において準用する第四十九条の二第一項、第四十九条の三第一項」に、「、第五十一条第二項並びに」を「及び第五十一条第二項（これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条においてこれらの規定を」を「これらの規定を第五十四条の二第四項及び第五十五条の二において」に、「第五十四条の二第四項において」を「第五十四条の二第四項及び第五十五条第二項において」に、「第五十五条の二」を「第五十五条第一項、第五十五条の三」に改め、「第七十八条」の下に「、第八十三条の二」を加え、同表市町村の項中「第四十三条第二項」を「第二十九条第二項、第四十三条第二項」に改め、同表福祉事務所を設置しない町村の項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、同表を別表第三とし、同表の前に次の二表を加える。

**別表第一**（第二十九条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 一　総務大臣又は都道府県知事 | 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの<br>一　労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）による給付の支給に関する情報<br>二　戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和二十七年法律第百二十七号）による援護に関する情報<br>三　未帰還者留守家族等援護法（昭和二十八年法律第百六十一号）による留守家族手当の支給に関する情報<br>四　戦傷病者特別援護法（昭和三十八年法律第百六十八号）による療養手当の支給に関する情報<br>五　雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）による給付の支給に関する情報<br>六　石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）による特別遺族給付金の支給に関する情報<br>七　職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成二十三年法律第四十七号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報<br>八　公共職業安定所が行う職業紹介又は職業指導に関する情報 | 恩給法（大正十二年法律第四十八号。他の法律において準用する場合を含む。）による年金である給付の支給に関する情報であつて厚生労働省令で定めるもの |
| 二　厚生労働大臣 | 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの<br>一　予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）による障害児養育年金、障害年金又は遺族年金の支給に関する情報<br>二　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は同法附則第二条第一項に規定する特例給付の支給に関する情報<br>三　健康増進法（平成十四年法律第百三号）による健康増進事業の実施に関する情報<br>四　戸籍又は除かれた戸籍に記載した事項に関する情報 | 次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの<br>一　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）による地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）が行う船員職業紹介、職業指導又は部員職業補導に関する情報<br>二　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第四条に規定する自動車登録ファイルに登録を受けた自動車に関する情報<br>三　漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）による職業転換給付金の支給に関する情報<br>四　国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）による給付金の支給に関する情報<br>五　船員の雇用の促進に関する特別措置法（昭和五十二年法律第九十六号）による就職促進給付金の支給に関する情報<br>六　本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十二号）による給付金の支給に関する情報 | |
| 三　市町村長 | | |
| 四　国土交通大臣 | | |